

# 令和6年度介護報酬改定等にあたっての 主要望

---

2023(令和5)年10月10日



一般社団法人  
**日本介護支援専門員協会**  
JCMA Japan Care Manager Association

日本介護支援専門員連盟

# 1. 介護支援専門員、主任介護支援専門員の人材確保・定着へ向けた処遇改善、居宅介護支援事業所の評価

# 介護支援専門員等の確保困難は、介護職員に匹敵する状況になってきています

表5 職種別有効求人数、求職者数および求人倍率の状況 中央福祉人材センター「福祉分野の求人・求職動向 令和5年4月～6月」

	有効求人数 (複数回答)		有効求職者数 (複数回答)		有効求人 倍率 (A/B)	前年同期 有効求人 倍率	対前年 同期 増減
	人数 (平均) (A)	割合	人数 (平均) (B)	割合			
介護職（ヘルパー以外）	28,194人	44.6%	4,996人	42.1%	5.64倍	5.08倍	+ 0.57pt
介護補助（介護助手）	560人	0.9%	971人	8.2%	0.58倍	0.56倍	+ 0.02pt
相談・支援・指導員（施設）	7,881人	12.5%	3,252人	27.4%	2.42倍	2.06倍	+ 0.36pt
相談・支援員（相談支援機関等）	500人	0.8%	1,205人	10.1%	0.41倍	0.40倍	+ 0.02pt
介護支援専門員	2,213人	3.5%	538人	4.5%	4.11倍	3.28倍	+ 0.83pt
ホームヘルパー	6,504人	10.3%	839人	7.1%	7.75倍	6.32倍	+ 1.43pt

直近である令和5年4月～6月の統計調査によれば、介護支援専門員の有効求人倍率は4.11倍となっており、介護職の5.64倍に匹敵する状況になってきています。また、対前年同期増減では+0.83pt増と介護職の+0.57増を上回って増加しています。

# ベースアップ加算取得事業所と、居宅介護支援事業所の介護支援専門員では給与差が生じています

日本介護支援専門員協会「令和6年度介護報酬改定に向けた介護支援専門員の給与調査結果(速報版)」令和5年10月6日(n=433)

種別	給与総額(年収)	月収(給与総額÷12ヶ月)
全体平均	3,767,410円	313,951円
勤務先が居宅介護支援事業所かつ常勤専従かつ役職が介護支援専門員	3,425,567円	285,464円

参考:厚生労働省 令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要(統計表第117号)令和5年6月28日「第218回介護給付費分科会 資料2」

種別	平均給与額×12ヶ月	令和4年12月の平均給与額
介護職員等ベースアップ等支援加算取得事業所の介護支援専門員	4,352,400円	362,700円

4

ベースアップ加算取得事業所と、居宅介護支援事業所は全体で48,749円の差、介護支援専門員と77,236円の差

# 居宅介護支援事業所における介護支援専門員の給与は処遇の改善が必要です

介護労働安定センター「令和4年度介護労働実態調査」より抜粋

	月給の者		日給の者		時間給の者	
	個別人数	平均賃金	個別人数	平均賃金	個別人数	平均賃金
訪問介護	5,108	250,412	110	12,436	5,930	1,426
訪問看護	1,717	304,373	14	10,022	579	1,704
居宅介護支援	1,194	<u>259,036</u>	13	10,371	334	1,392

同一免許・資格を有する者のみが就業する3つの介護保険サービスと比較したところ、主に介護福祉士等介護職員のみが従事する訪問介護と、主任介護支援専門員を含め介護支援専門員のみが従事する居宅介護支援では開きがなく、各資格取得後最低5年経験の後に取得する介護支援専門員の処遇が相対的に低くなっており、人材確保への影響は大きい状況です。

## 2. 業務負担軽減を通じた、居宅介護支援事業所、 地域包括支援センターにおける働く環境の改善

## 介護支援専門員、主任介護支援専門員に関する 専門性の評価

- 介護保険制度創設以来、介護支援専門員は介護保険サービスを調整するにとどまらず、利用者の自立支援に資するケアマネジメントの実践はもちろんのこと、医療・介護連携の促進や介護保険以外のサービスへの対応、家族介護者の介護離職防止のための相談支援、生活に必要な市町村独自サービスの開発、災害時の被災者支援等を実施しています。
- このような介護支援専門員、主任介護支援専門員の専門性を発揮した業務についての評価をよろしく願います。

## 居宅介護支援の利用者に対する支援として居宅介護支援の業務内で行うべきもの

	「居宅介護支援事業所が行うべき」と回答した者の率			居宅介護支援事業所の実施率 [図表 62]	本来担うべき機関として最も回答が多いもの
	介護支援専門員	市町村	地域包括支援センター		
利用者の安否確認（見守り支援含む）	81.1%	61.5%	55.6%	88.4%	民生委員や地域住民
利用者の怪我等によるトラブルを原因とする緊急訪問	82.1%	49.6%	62.6%	91.8%	居宅介護支援事業所
利用者の介護保険制度以外の相談	70.3%	46.9%	62.9%	93.9%	地域包括支援センター
利用者の介護保険制度以外の行政上の諸手続きの支援	35.1%	26.5%	31.7%	83.7%	市町村
利用者の入退院時の医療機関の手続き支援	28.0%	26.5%	15.2%	58.4%	医療機関
利用者の入退院時の生活用品等の調達	10.2%	8.1%	7.6%	32.3%	医療機関
利用者の災害発生または災害の危機が迫った時の警戒の呼びかけや避難支援	72.8%	39.2%	45.5%	89.2%	市町村

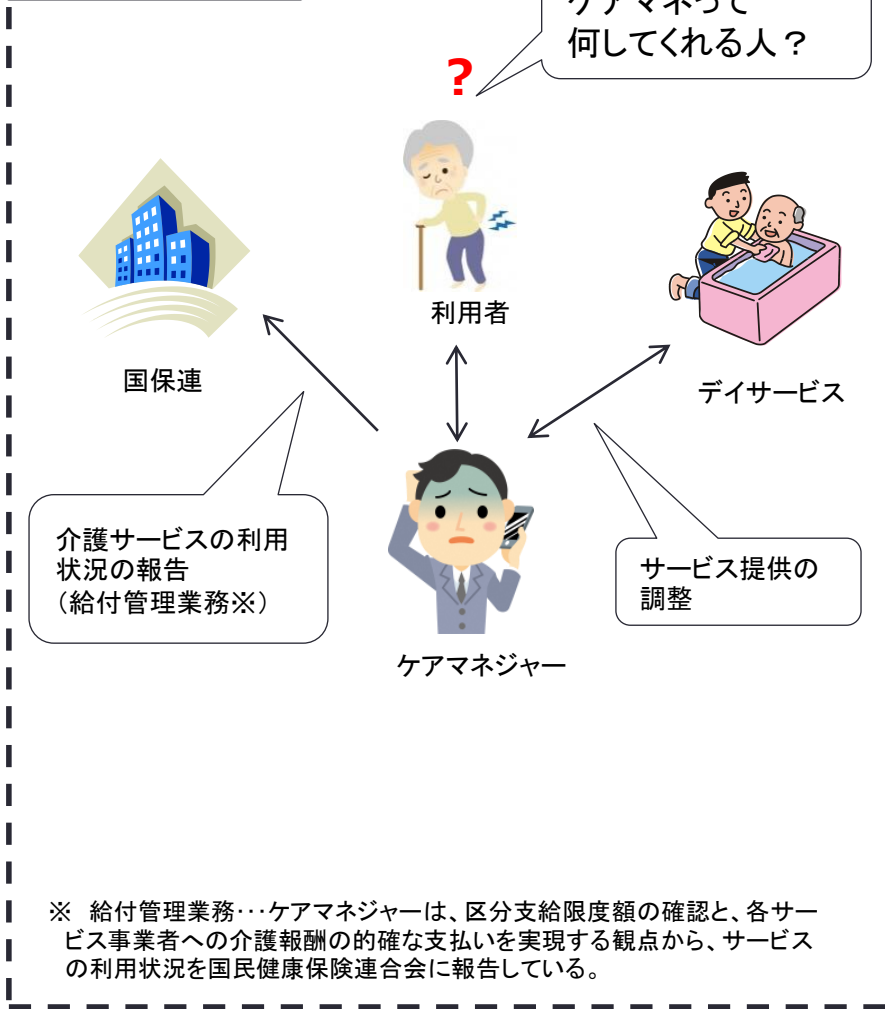
介護支援専門員 n=1,477 市町村n=260 地域包括支援センター n=356

居宅介護支援費に利用者負担を導入した場合の影響及び介護支援専門員の業務の実態に関する調査報告書P34  
日本介護支援専門員協会(令和5年3月)

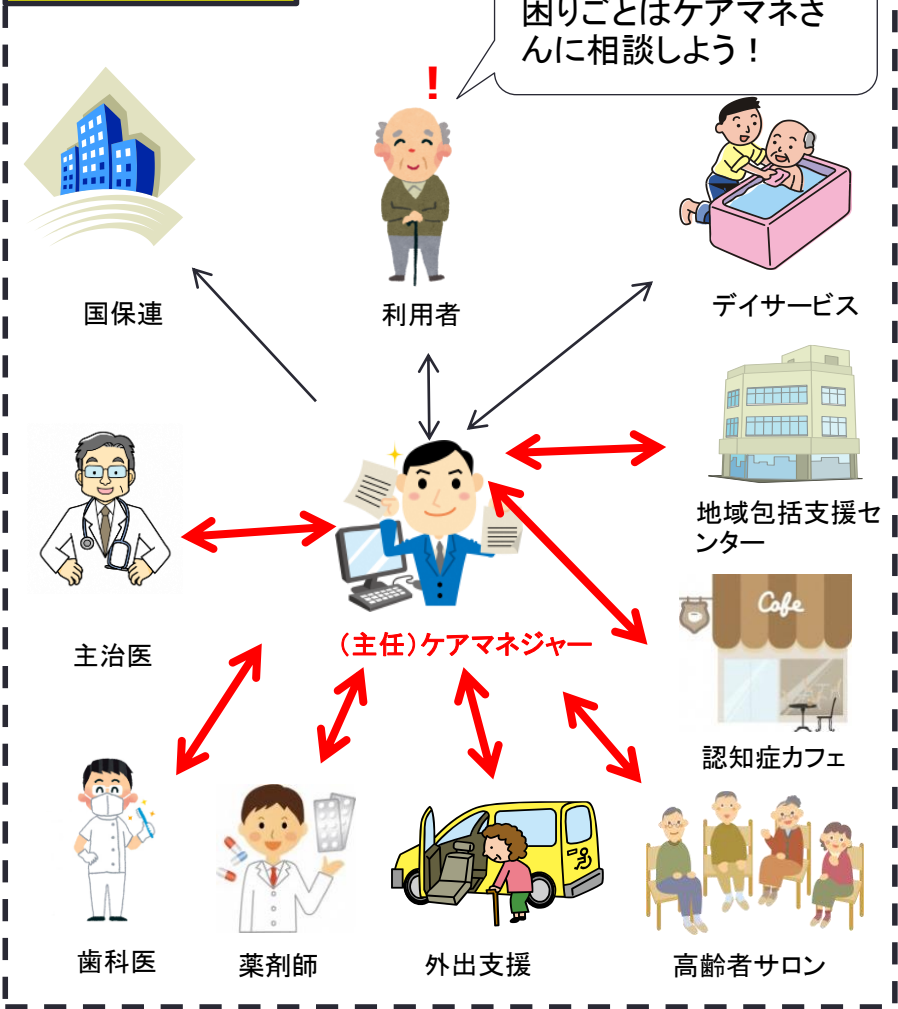


# 業務内容の変化

## 制度施行当初



## 現在



## 介護保険サービス利用を伴わない場合における ケアマネジメント評価の拡充

- 当協会実施調査（「【緊急調査】居宅介護支援の実績に関する調査（回答数 214 名）」）において「居宅介護支援で当月中のサービス利用実績がなく居宅介護支援費（介護予防支援費）が算定できなかつた件数」が、「居宅介護支援費が算定できなかつた事例」が60.3%。また、「介護予防支援費 が算定できなかつた事例」が18.7%（令和 2 年 9 月実績分）の存在が認められました。
- このため、サービス利用の実績の有無に関わらず、本来の業務として一定のケアマネジメントプロセスを実施したものについては適切な評価をお願いします。

## 介護予防支援等における介護報酬の評価と相応した業務負担への見直

- 当協会が実施した「居宅介護支援事業所 介護予防支援調査アンケート集計結果（平成 31 年 1 月 22 日）」では、介護予防支援について居宅介護支援と業務負担が変わらないか負担が大きいとの回答は 93.9%になっています。このことから、介護予防支援の業務内容に対して適切な報酬単価の改善が必要と考えています。また介護予防支援の委託業務における地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所双方の業務負担の軽減策や、介護予防支援の担当件数の扱いは質を担保しつつ居宅介護支援の逡減制の枠外とすることを要望します。

### 3. 医療介護連携等平時における各種情報連携や 人生の最終段階における支援に対する適切な 評価

## 通院時に合わせ訪問診療時における情報連携の評価

- 訪問診療時に同時に訪問にする平時からの情報連携に対しては対象となっておりませんが、24分程度の実施実態があります。（令和4年度老健事業『居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する業務実態の調査研究事業』「図表278利用者1人あたり1ヶ月間の労働投入時間-個別利用者のケアマネジメントに直接関わる業務-訪問診療の立ち合い」）。
- このため、医療介護連携推進により居宅における生活を可能な限り持続させ、在宅限界点の向上に寄与できるように、訪問診療時の情報連携につきましても適切な報酬上の評価を要望します。

## ターミナルケアマネジメント加算算定要件の見直し

- 当協会が実施した「令和2年度介護保険制度改正及び介護報酬改定に関する調査」では、平成30年4月から令和2年7月までの間、ターミナルケアマネジメント加算を満たすことができなかった要件として「死亡日前14日以内に2回の在宅訪問のタイミングが合わなかった」が42.5%と最も多い結果となっています。この要因として死亡前14日以内の訪問回数や再入院後24時間以内の死亡までを対象とする算定要件が実態にそぐわないものであり検討が必要と考えます。また非がん患者に対するターミナル期の支援についても合わせて検討をお願いしたい。

## 4. 介護DX化推進へ向けた、ICT機器整備 及び活用への推進

## 介護DX化推進へ向けたICT機器整備並びに活用推進

- 今年度よりケアプランデータ連携システムが稼働し、業務の効率化やさらなる生産性の向上が期待されていますが、利用するには介護サービス事業所においても加入が必要であり、また、都道府県や身近な保険者等においても普及啓発への動きが図られているとは言えない状況にあります。引き続きデータヘルス改革に沿って要介護認定調査情報等、ケアマネジメントに必要な情報が利用者・家族、および居宅介護支援事業所や医療機関等で共有化が図られるなど、介護DX化推進へ向けて、ICT機器整備並びに活用推進のためのご支援よろしくお願いいたします。



## 5. 法定研修受講費用の軽減と、主任介護支援 専門員研修受講要件の確保

## 法定研修受講費用の軽減

- 介護支援専門員、主任介護支援専門員は更新制度となっており、概ね5年に1回は更新研修等の法定研修の受講が必要で、働きながら受講する場合も多く、受講に関する負担軽減が必要です。
- 研修についてはオンライン化などの推進により徐々に負担軽減が図られてきたが、費用については別紙の通りの負担となっています。
- これについては医療介護総合確保基金において助成対象となっていますが、都道府県によって活用にバラツキもあり、受講費用の負担軽減を図る必要があります。

## 主任介護支援専門員研修受講要件確保

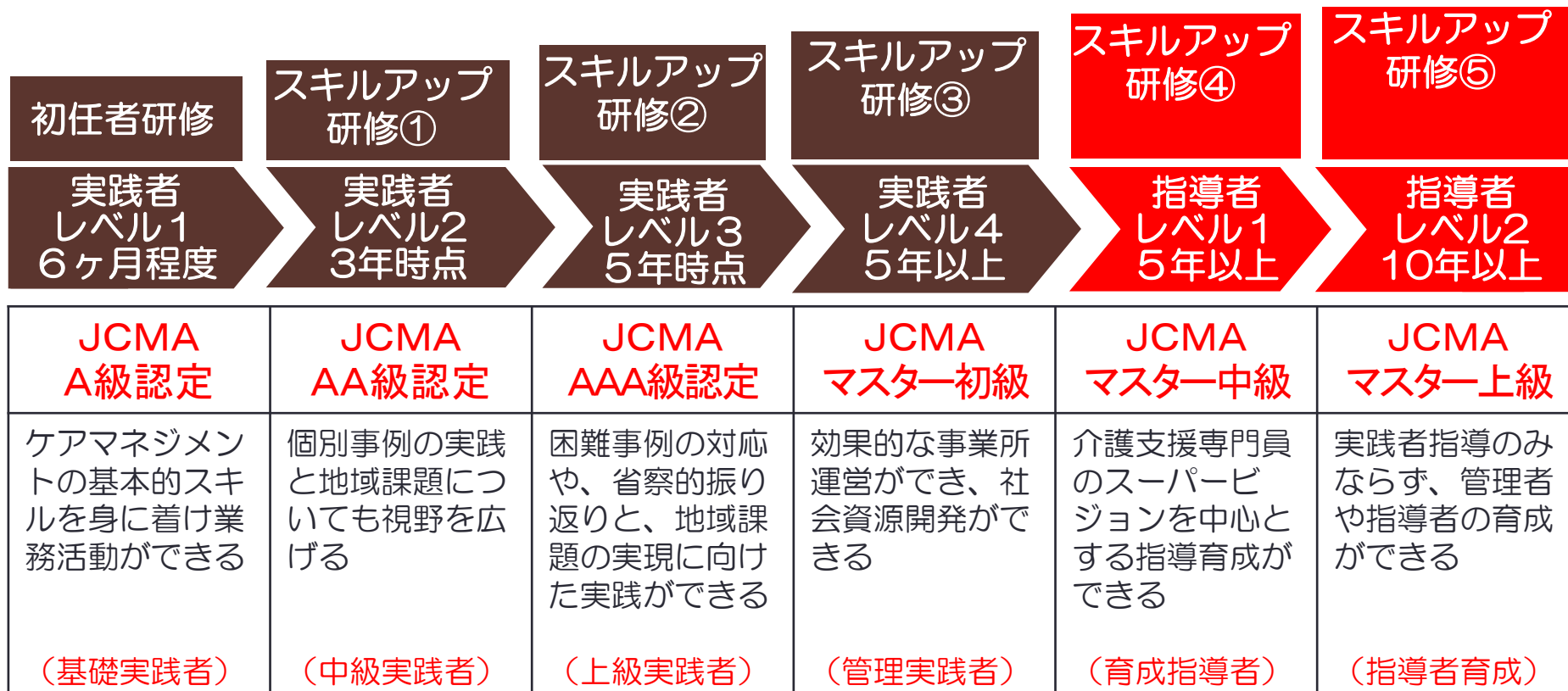
- 主任介護支援専門員は地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所の管理者として不可欠な職種ですが、前述の処遇の状況もあって不足している状況であります。また、「専任の介護支援専門員として従事した期間が5年（60カ月）以上」必要であります。この範囲等について都道府県によってバラツキのある状況があり、受講要件の確保が必要です。
- 一方、日本ケアマネジメント学会が認定する「認定ケアマネジャー」の場合は3年（36カ月）と短縮できる仕組みがあり、主任介護支援専門員確保へ向けて、日本介護支援専門員協会における生涯学習研修制度も準じた扱いをお願いします。

## ▶介護支援専門員の生涯学習制度の展開

令和2年度に当協会生涯学習委員会が作成した「生涯学習制度事業報告書」を基に展開しています。



- 介護保険の枠を超えた専門職の中の専門職の育成と、生活支援を含む総合的なケアマネジメントの実現 -



## 6. 介護支援専門員の資質向上・従事者確保のため、大学教育等を視野に入れた資格制度の確立

## 大学教育等を視野に入れた資格制度の確立

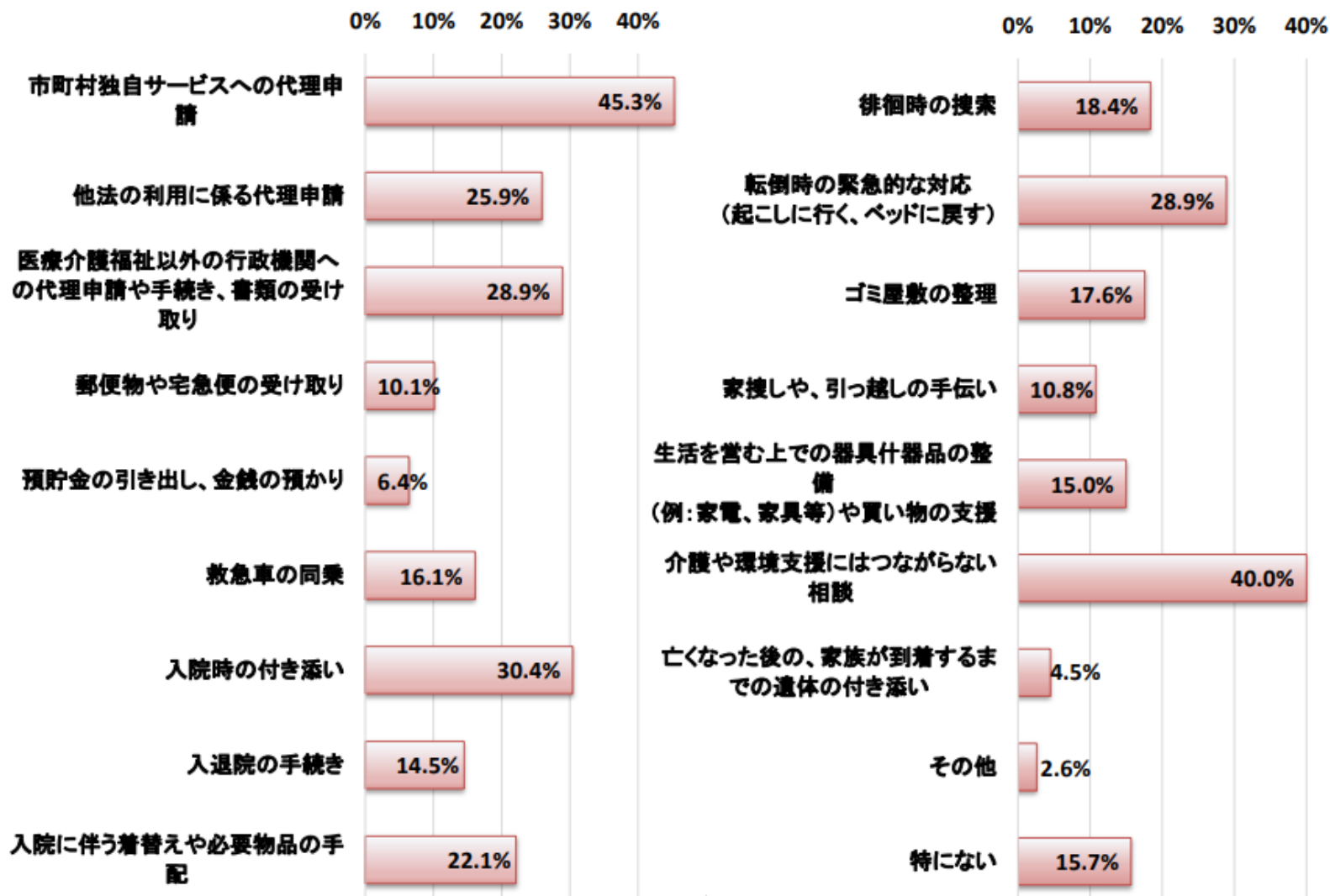
- 介護支援専門員資格については、医療・福祉に関する他の法定資格を取得後に、5年以上関連する法定資格の実務経験を経て、介護支援専門員実務研修受講試験に合格後、実務研修を修了し登録する仕組みとなっております。
- 前述の通り、介護支援専門員・主任介護支援専門員の確保が困難となりつつあります。一方、近年、介護支援専門員（ケアマネジャー）を志望するこども、学生等若年者の声を耳にいたしますが、他の資格・免許のように直接、介護支援専門員を目指すことはできません。このため、希望する若者が直接、介護支援専門員を目指すことができるように、大学教育等を視野に入れた資格取得制度について検討をお願いします

# ※参考資料

# ケアマネジメント業務以外で、必要に迫られ、やむを得ず行ったことがあること

居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業(令和元年度調査)【居宅介護支援事業所 ケアマネジャー調査票:複数回答】

平成30年1月～令和元年9月に、ケアマネジメント業務以外で、必要に迫られ、やむを得ず利用者・家族の代行等をしたこと





# 令和3年度介護支援専門員の法定研修受講者負担

資料2

都道府県名	実務研修	専門研修(Ⅰ)	専門研修(Ⅱ)	再研修	更新研修 (未経験者)	更新研修 (経験者【初回】)	更新研修 (経験者【2回目】)	主任介護支援 専門員研修	主任介護支援 専門員更新研修
北海道	74,750円	31,500円	21,400円	51,950円	51,950円	50,100円	21,400円	55,500円	41,500円
青森県	53,500円	25,700円	20,200円	34,000円	34,500円	- (※3)	- (※3)	47,000円	46,000円
岩手県	43,800円	21,700円	17,500円	34,900円	34,900円	39,200円	17,500円	29,500円	16,500円
宮城県	46,800円	32,500円	22,400円	31,500円	31,500円	32,500円	22,400円	42,000円	33,000円
秋田県	55,380円	15,280円	17,400円	28,450円	28,450円	32,680円	17,400円	21,400円	21,400円
山形県	79,950円	29,800円	18,800円	46,450円	46,450円	48,600円	18,800円	41,000円	28,300円
福島県	60,500円	17,000円	15,000円	43,000円	43,000円	32,000円	15,000円	23,000円	20,000円
茨城県	61,500円	39,200円	28,500円	43,800円	43,800円	67,700円	28,500円	56,100円	38,000円
栃木県	54,000円	42,000円	27,000円	34,000円	34,000円	69,000円	27,000円	52,000円	35,000円
群馬県	48,000円	33,000円	22,000円	33,000円	33,000円	- (※3)	- (※3)	47,000円	37,000円
埼玉県	60,000円	43,000円	32,000円	42,000円	42,000円	75,000円	32,000円	49,000円	46,000円
千葉県	77,800円	43,280円	32,400円	50,800円	50,800円	75,680円	32,400円	57,400円	47,400円
東京都	52,800円	34,500円	23,800円	28,500円	28,500円	- (※2)	23,800円	52,600円	38,000円
神奈川県	60,390円	43,200円	32,200円	42,700円	42,700円	- (※3)	- (※3)	50,900円	40,700円
新潟県	59,000円	44,000円	27,000円	42,000円	42,000円	44,000円	27,000円	48,000円	40,000円
富山県	50,780円	32,280円	23,400円	34,500円	34,500円	- (※3)	- (※3)	48,400円	32,400円
石川県	54,780円	28,280円	16,180円	38,780円	38,780円	- (※3)	- (※3)	47,400円	40,180円
福井県	47,000円	33,000円	25,000円	40,450円	40,450円	33,000円	25,000円	55,000円	39,000円
山梨県	53,000円	35,000円	20,000円	38,000円	38,000円	20,000円	20,000円	50,000円	41,000円
長野県	59,400円	34,060円	18,340円	41,600円	41,600円	52,400円	18,340円	47,200円	56,400円
岐阜県	68,300円	34,200円	- (※3)	38,700円	38,700円	34,200円	70,900円	70,900円	43,000円
静岡県	56,000円	31,000円	25,000円	39,000円	39,000円	56,000円	25,000円	50,000円	40,000円
愛知県	68,450円	41,280円	29,500円	45,150円	45,150円	70,780円	29,500円	64,000円	56,333円
三重県	62,780円	40,880円	28,700円	44,780円	44,780円	- (※3)	- (※3)	34,800円	24,400円
滋賀県	43,680円	26,880円	15,360円	26,400円	26,400円	26,880円	15,360円	33,600円	22,080円
京都府	53,550円	- (※2)	- (※2)	27,480円	27,480円	36,010円	36,010円	45,080円	33,190円
大阪府	75,590円	- (※2)	- (※2)	46,000円	46,000円	41,620円	30,300円	60,000円	36,500円
兵庫県	65,450円	40,300円	21,400円	40,450円	40,450円	- (※3)	- (※3)	50,000円	39,500円
奈良県	52,000円	30,000円	21,000円	31,000円	31,000円	51,000円	21,000円	48,000円	42,400円
和歌山県	67,000円	42,000円	30,000円	46,000円	46,000円	72,000円	30,000円	67,500円	46,000円
鳥取県	51,405円	37,280円	22,400円	35,405円	35,405円	59,680円	22,400円	40,000円	30,400円
島根県	20,800円	14,950円	12,400円	16,800円	16,800円	- (※3)	- (※3)	24,400円	22,070円
岡山県	47,200円	25,750円	16,350円	30,700円	30,700円	38,250円	16,350円	39,250円	26,950円
広島県	74,800円	39,280円	28,400円	47,800円	47,800円	67,680円	28,400円	62,000円	42,400円
山口県	62,700円	35,200円	26,400円	35,500円	35,500円	61,600円	26,400円	50,000円	40,000円
徳島県	54,450円	34,170円	21,290円	37,450円	37,450円	55,460円	21,290円	39,400円	27,070円
香川県	63,000円	32,000円	28,000円	61,000円	61,000円	60,000円	28,000円	40,000円	42,000円
愛媛県	68,800円	43,000円	25,000円	53,800円	53,800円	68,000円	25,000円	52,000円	46,000円
高知県	49,000円	29,000円	23,000円	30,000円	30,000円	29,000円	23,000円	42,000円	33,000円
福岡県	58,000円	38,000円	28,000円	38,000円	38,000円	66,000円	28,000円	30,000円	40,000円
佐賀県	50,000円	- (※2)	30,000円	50,000円	50,000円	- (※3)	- (※3)	40,000円	30,000円
長崎県	59,000円	30,000円	23,000円	36,000円	36,000円	53,000円	23,000円	42,000円	35,000円
熊本県	67,800円	26,000円	19,000円	32,000円	32,000円	44,000円	19,000円	35,000円	29,000円
大分県	60,000円	35,000円	23,000円	38,800円	38,800円	35,000円	23,000円	44,400円	36,070円
宮崎県	46,000円	24,000円	20,000円	32,000円	32,000円	44,000円	20,000円	36,000円	30,000円
鹿児島県	62,750円	33,280円	25,400円	44,800円	44,800円	- (※3)	- (※3)	42,070円	35,400円
沖縄県	38,800円	27,280円	24,400円	38,800円	38,800円	- (※3)	- (※3)	40,400円	28,400円
平均	57,456円	32,932円	23,353円	38,813円	38,830円	49,772円	23,799円	45,600円	36,063円

※1:自治体内で複数の研修実施事業者が実施している場合は、その平均値。

※2:新型コロナウイルス感染症の影響により延期・中止。

※3:専門研修(Ⅰ)(Ⅱ)に振り替えて実施している等の理由により未実施。

【出典】厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進

# 令和3年度主任介護支援専門員研修 実施状況

資料6

都道府県名	受講料	基金活用の有無	都道府県名	受講料	基金活用の有無
北海道	55,500円	無	京都府	45,080円	有
青森県	47,000円	無	大阪府	60,000円	無
岩手県	29,500円	有	兵庫県	50,000円	有
宮城県	42,000円	無	奈良県	48,000円	無
秋田県	21,400円	有	和歌山県	67,500円	無
山形県	41,000円	有	鳥取県	40,000円	有
福島県	23,000円	有	島根県	24,400円	有
茨城県	56,100円	無	岡山県	39,250円	有
栃木県	52,000円	無	広島県	62,000円	無
群馬県	47,000円	無	山口県	50,000円	有
埼玉県	49,000円	無	徳島県	39,400円	有
千葉県	57,400円	有	香川県	40,000円	無
東京都	52,600円	有	愛媛県	52,000円	有
神奈川県	50,900円	無	高知県	42,000円	有
新潟県	48,000円	無	福岡県	30,000円	無
富山県	48,400円	有	佐賀県	40,000円	無
石川県	47,400円	無	長崎県	42,000円	無
福井県	55,000円	無	熊本県	35,000円	無
山梨県	50,000円	有	大分県	44,400円	無
長野県	47,200円	無	宮崎県	36,000円	無
岐阜県	70,900円	無	鹿児島県	42,070円	無
静岡県	50,000円	無	沖縄県	40,400円	有
愛知県	64,000円	無			
三重県	34,800円	無			
滋賀県	33,600円	無			
			平均	45,600円	-
			「有」の数	-	18

※1:受講料については、自治体内で複数の研修実施事業者が実施している場合は、その平均値。  
 ※2:京都府の受講料は、府に登録され府内の事業所にケアマネとして勤務している方を対象とした基金活用後の金額。

【出典】厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ



# 居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告（抜粋）

## 社会保障審議会介護給付費分科会（令和元年12月17日）

資料4

### 1. 居宅介護支援事業所の管理者要件

- 平成30年度介護報酬改定において、人材育成の取組の推進による質の高いケアマネジメントの推進を図るため、居宅介護支援事業所の管理者要件を主任ケアマネジャーであることとした。その際、令和2年度末までは、その適用を猶予するとの経過措置を設けた。
  - このような中で、平成30年度介護報酬改定後の状況を見ると、
    - ・ 管理者が主任ケアマネジャーである事業所は増加しているとともに、
    - ・ 管理者が主任ケアマネジャーである居宅介護支援事業所は、そうでない事業所と比較し、居宅サービス計画等に関する事業所内での検討会の定期的な開催状況や、事業所のケアマネジャーに対する同行訪問による支援(OJT)を行っている割合が高いなど、人材育成の取組が引き続き推進されている状況がある。
  - 一方で、管理者が主任ケアマネジャーでない事業所も依然として4割程度ある。また、その中には、
    - ・ 管理者としての業務経験年数が4年未満の事業者が約1割あるとともに、
    - ・ 経過措置期間中に主任介護支援専門員研修(※)を修了できる見込みがない又は分からないと回答した事業所が約2割あり、その理由として介護支援専門員としての実務経験5年以上の要件が満たせないと回答する割合が最も高い。
- ※ 主任介護支援専門員研修の受講要件  
介護支援専門員更新研修終了者であって、以下の①から④までのいずれかに該当する者
- ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(管理者との兼務期間も算定可能)
  - ② ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(管理者との兼務期間も算定可能)
  - ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
  - ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者
- ※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。
- このような状況を踏まえ、経過措置期限を一部延長し、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することが適当である。  
なお、これにより、令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者に対しては、更なる経過措置は適用されず、同日以降に新たに管理者になる者は、いずれの事業所であっても主任ケアマネジャーであることが求められることとなる。
  - また、中山間地域や離島等においては、人材確保が特に困難と考えられるため、特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる事業所については、管理者を主任ケアマネジャーとしない取扱いを認めることが適当である。
  - 加えて、令和3年4月1日以降、急な退職などの不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまった事業所については、当該事業所がその理由と改善に係る計画書を保険者に届け出た場合、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を1年間猶予することとするとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することが出来るようにすることが適当である。
  - なお、主任介護支援専門員研修については、中山間地域や離島等に所在する事業所のケアマネジャーも含め、希望するケアマネジャーが当該研修を受講しやすくなるよう、研修受講方法の利便性の向上や研修費用の助成の推進など、より積極的な取組を進めるべきとの指摘があった。

# 介護支援専門員の働く環境のさらなる改善を!



医療との連携・調整



介護サービスの調整



行政サービスの調整



介護支援専門員の役割は  
これからも広がっていく?



住民主体サービスの調整



地域包括ケアシステムの  
構築



社会資源の調整  
新たな資源の開発

今後も時代の変化に応じ  
暮らしに必要な様々な調整を  
担うことができるか